

今，作業療法室でできること

特集にあたって

日本作業療法士協会の作業療法の定義が改定された。新しい定義は「作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す」である。作業療法は、利用者主体に作業を志向した治療、指導、援助でなければならない。

作業は環境の影響を受ける。対象者が作業を行う場で作業療法を行うことが最も望ましいかもしれない。作業療法室は、作業療法を受ける人々が訪れる場であり、施設によりさまざまに異なっている。OTには、対象者が必要としている作業療法を実践できるよう作業療法室環境を整えることが求められる。環境とは、治療道具、空間としての治療実施場所、治療場面を共有する他者とその他者とのかわり、プログラムや時の流れとしての治療内容等である。

今回の特集では、地域包括ケア時代を見据え、地域・在宅でのリハに焦点があたることが多い昨今、あえて病院・施設の作業療法室内でできること、そこでの可能性を考える。多様な作業療法室について、それぞれのねらいとともに紹介している。ぜひ、熟読いただきたい。
(坂田祥子)

企画担当

坂田祥子（東京湾岸リハビリテーション病院，作業療法士）

宮崎明美（旭川荘みどり学園，作業療法士）

中村春基（日本作業療法士協会，会長・作業療法士）